

関係各位

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

毒物及び劇物取締法は、保健衛生上の見地から必要な取締を行っておりますところ、今般、毒物及び劇物指定令の一部が改正されましたのでお知らせします。

(公布日 令和元年6月19日)

<改正概要>

1 新たに8物質を劇物に指定

- ・三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
- ・シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
- ・ジデシル(ジメチル)アンモニウム=クロリド及びこれを含有する製剤
ただし、ジデシル(ジメチル)アンモニウム=クロリド0.4%以下を含有するものを除く
- ・2-(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤
ただし、2-(ジメチルアミノ)エタノール3.1%以下を含有するものを除く
- ・トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤
- ・ヘキサン酸及びこれを含有する製剤
ただし、ヘキサン酸11%以下を含有するものを除く
- ・ヘプタン酸及びこれを含有する製剤
ただし、ヘプタン酸11%以下を含有するものを除く
- ・ペンタン酸及びこれを含有する製剤
ただし、ペンタン酸11%以下を含有するものを除く

2 既に劇物として指定されている3物質を劇物から除外

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち

- ・4-(2, 2-ジシアノエテン-1-イル)フェニル=2, 4, 5-トリクロロベンゼン-1-スルホナート及びこれを含有する製剤

2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート及びこれを含有する製剤のうち

- ・2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート6.4%以下を含有する製剤

水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤のうち

- ・水酸化リチウム-水和物0.3%以下を含有する製剤

<施行日>

令和元年7月1日

ただし、前記2については、公布の日

<経過措置>

- ・本改正の施行の際、新たに毒物又は劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を現に営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年9月30日までの間、毒物及び劇物取締法第3条、第7条及び第9条の規定を適用しないこととなります。
- ・本改正の施行の際、新たに毒物又は劇物に指定した物で現に存するものについては、令和元年9月30日までの間、毒物及び劇物取締法第12条第1項及び第2項の規定を適用しないこととなります。

【お問合せ】

東京税関業務部通関総括第2部門(電話:03-3599-6338)

※ 指定令改正に関する問い合わせは、

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課へお願いします。